

宗教学人 日本バプテスト連盟

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和 1-2-4  
TEL 048-883-1091(代)  
FAX 048-883-1092(代)



JAPAN BAPTIST CONVENTION

1-2-4 MINAMI URAWA MINAMI-KU SAITAMA-SHI,  
SAITAMA, 336-0017 JAPAN  
PHONE 81(JAPAN)-48(AREA)-8831091  
FAX 81(JAPAN)-48(AREA)-8831092

全日本にキリストの光を  
Christ's Light to All of Japan

内閣総理大臣

小泉 純一郎 様

**靖国神社、伊勢神宮への参拝中止を強く求めます**

2004年4月7日、福岡地方裁判所(亀川清長裁判長)は2000年11月1日に211名が連帯する原告団が提訴した「小泉首相靖国神社参拝違憲訴訟」について違憲判決を下しました。私たちは聖書に示されている平和の福音に立ち、この違憲判決を支持します。

国のため、天皇のためにと命を奪われていった人々だけを「英霊」として祀り、さらにそのことを助長する行為として「首相である」あなたがその宗教施設を訪ね、本来の式次第ではないにせよ礼をつくしたその行為自体が憲法違反であると判断されたのです。

また判決が出たその夜の報道で、あなたは「何で憲法違反が分かりませんか。伊勢神宮にも参拝していますが、憲法違反とは言われませんか。戦没者への哀悼の誠をささげて、二度と戦争を起こしてはいけないということで参拝している」と不満を表しました。あなたは首相に就任以来、これまで四度の靖国神社参拝を行ってきました。そのたびに国の内外からあがった批判あるいは抗議の声を無視して参拝し続けることそのものが首相としてすべき行為ではありません。

今回、司法が明確な違憲判断をしたことをあなたは真摯に受け止め、靖国神社へ参拝するべきではありません。また、伊勢神宮にも参拝すべきではありません。これは憲法違反です。今後、首相として憲法を遵守し、靖国神社、また伊勢神宮への参拝を中止することを強く求めます。

2004年4月15日

靖国神社問題特別委員会	委員長	辻子 実
公害問題特別委員会	委員長	塚田正昭
日韓・在日連帯特別委員会	委員長	吉高 叶
部落問題特別委員会	委員長	吉田晃児
ホームレス支特別委員会	委員長	副田一朗